

かつらぎ町子ども読書活動推進計画 (第2次)

平成30年7月 策定
かつらぎ町教育委員会

目 次

1 はじめに	1
2 国及び県の動向	
(1) 国の動向	1～2
(2) 県の動向	2
3 かつらぎ町における児童、生徒の読書の読書活動の現状	2～3
4 第一次計画の成果と課題	
(1) 家庭における取組	3～4
(2) 地域における取組	4～6
(3) 学校等における取組	6～7
5 子ども読書活動推進計画策定の目的	8
6 子ども読書活動推進計画の基本方針	8
7 子ども読書活動推進計画の対象	8
8 計画の期間	8
9 めざす姿	8
10 子どもの読書活動推進のための取組	
(1) 家庭における取組	8～9
(2) 地域における取組	9～11
(3) 学校・園における取組	11～13
11 おわりに	13～14
12 資 料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	14～16

1 はじめに

読書は、読む力だけでなく、考える力や想像力、集中力、表現力を培い、好奇心や、探究心を生むとも言われています。よって、子どもの頃からの読書習慣が重要視されています。

一方では、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活習慣の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないとあります。

かつらぎ町では、この法律等を踏まえ、平成24年10月に「かつらぎ町子ども読書活動推進計画」を策定し、本好きな子どもを1人でも増やすため、さまざまな取組を行い、環境の整備にも努めてまいりました。

しかしながら、5年が経過し、計画の成果や問題点も浮き彫りになってきたなかで、その成果や問題点を踏まえた上、第二次推進計画を策定いたしました。この計画により、かつらぎ町の読書活動がより一層活発なものとなり、子どもたちの健やかな成長の手助けとなるよう努めてまいりたいと思います。

2 国及び県の動向

(1) 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表し、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」については、平成14年8月に第一次基本計画が策定され、この基本計画の成果と課題を踏まえ、平成

20年3月に第二次基本計画が策定、平成25年5月に第三次基本計画が策定されています。

(2) 県の動向

平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定し、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるような推進をしてきました。この第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、さらなる読書推進をめざし平成21年3月第二次基本計画が策定され、平成26年3月に第三次、平成30年4月に第四次基本計画が策定されています。

3 かつらぎ町における児童、生徒の読書活動の現状

かつらぎ町では、子どもの読書活動推進計画（第二次）を策定するにあたり、現在の子どもたちの読書活動の内容や現状を把握するために、平成29年10月にアンケート調査を実施しました。調査対象は、町内の小学校3年生から中学校3年生まで7学年822人及び、こども園の園児の保護者365人から回答がありました。

まず、小学生と中学生の「本をよく読む」と「ときどき読む」を合わせた本を読む人の数は、小学生で84%、中学生で69%となっており、多くの子どもたちが読書をしています。好きな本の種類は、「小説や物語」が最も多く、ついで「マンガ」「趣味、スポーツ」となっています。本を読む理由については、ほとんどの子どもたちは「好きだから」で、ついで「色々なことを知ることができる」が挙げられています。1ヶ月の平均読書量は、小学生5.4冊、中学生3冊となっており、平成29年5月に全国学校図書館協議会が行っている学校読書調査による全国平均に比べ小学生で5.8冊、中学生で1.5冊少なくなっています。

前回、平成22年に本町でもアンケートを実施しておりますが、その時に比べ、小学生の読書量が、0.3冊上回っていますが、ほぼ横ばいとなっています。

1ヵ月間に1冊も読まない「不読者」については、小学生が0.04%、中学生が0.1%であり、年齢が上がるにつれて「不読者」が増えていく傾向があります。また、全国平均では「不読者」が小学生5.6%、中学生15%となっていますので、本町の子どもたちは、「不読者」はかなり少ないという結果となっています。前回のアンケート実施結果と比べても、小学生が13.2%、中学生が28.9%も「不読者」が減少しています。

「よみきかせ」をしてもらった有無を問う設問では、ほとんどの子どもたちは「よみきかせ」をしてもらった経験があり、小学生では92%、中学生では87%という結果になりました。

次に、幼児の保護者に「子どもは本が好きですか」という設問に対し、「好き」と答えた保護者が96%で、「一緒に本を見たり、読んだりする機会がありますか」との設問に対し、「よくある」「時々ある」の数は91%でした。また、「本を読んであげることは大切だと思いますか」との設問に対し「大切だと思う」と答えた保護者は99%でした。ただ、大切だと思いつつも、時間がないという理由でよみきかせがほとんどできていない保護者もいました。

しかしながら、ほとんどの子どもは本が好きで、ほとんどの保護者が、よみきかせは大切だと思い、家でよみきかせをする機会を作っていることが分かりました。

4 第一次計画の成果と課題

(1) 家庭における取組

①読書活動の意義の理解の促進

【成果】

- ・ 図書館では、町広報での子どもの本の紹介や、赤ちゃん絵本コーナーの設置、また、絵本を題材とした人形劇の開催、よみきかせ会の開催等により、絵本に興味を持つ機会を作り、よみきかせの大切さを知ってもらえるよう努めました。
- ・ こども園等では、園だよりやクラスだより等でおすすめの絵本を知らせたり、月刊誌を薦めて子ども達と保護者が絵本にふれる機会を持つように努めました。
- ・ 保健福祉センターの開放スペース及び健診フロアに、おすすめ絵本を設置し、親子で絵本に触れる機会を作りました。また、4ヶ月6ヶ月児健診では健診の待合スペースでも特におすすめする絵本コーナーの設置も行っています。7ヶ月児教室では絵本のよみきかせ、10ヶ月児相談ではおすすめ絵本のリーフレット作成配布、11ヶ月児教室では絵本のよみきかせを、それぞれ通年で実施するほか、平成26年度、絵本作家による講演会を開催、平成28年度には、樟蔭女子大学と連携してグリム童話を楽しむ会を行い、親子で絵本に親しむ機会を作りました。保健指導に含め絵本の良さを伝えています。

【課題】

- ・ 定期的なリーフレットの作成と魅力のある講座、講演会の開催が必要です。
- ・ 図書館利用を呼びかけ、絵本や図書の必要性、読書の推進に努めます。また、1歳以降の子ども達が絵本をどのように楽しんでいるかの把握が出来ていないので、乳幼児に培われた絵本への親しみが継続されるよう、健診や健康相談での啓発や講演会の開催が必要となっています。

②ブックスタート活動の推進

【成果】

- ・ 平成26年5月から、7ヶ月児教室「さくらんぼ」でブックスタート活動を開始し、その際、図書館利用案内、おすすめブックリスト、絵本等を入れたブックパックを配布し、職員が、母親に対し、絵本の良さ、よみきかせの大切さを伝える機会をもつことで、読書活動の推進に繋がりました。
また、その際、保育士による絵本のよみきかせで赤ちゃんが絵本を楽しむ機会をつくることで、母親は、子どもの反応を見て、絵本のよみきかせの大切さに気付くことができ、絵本を読む機会が増えていきます。

【課題】

- ・ 新しいおすすめブックリストの作成に加え、母親に絵本の良さをもっと知ってもらうための取組が必要です。
- ・ こども園入園等で赤ちゃん教室に参加できていない場合、園との連携に至っていません。

(2) 地域における取組

①図書館における取組

【成果】

- ・ 以前より、様々なジャンルの資料を取り揃え、絵本の与え方等の理解書も収集していましたが、平成28年2月より、ヤングアダルトコーナーを設置し、新たな利用者の獲得に成功しました。また、さまざま

な特集コーナーの設置や、夏休みには課題図書、自由研究等の本コーナーも設け、読書推進に努めました。

【課題】

- ・ 子ども及び教職員向けのブックリストを作成し、少しでも図書館の本を活用して読書の普及に繋がられるよう努めていきたい。

②よみきかせ等の支援

【成果】

- ・ 図書館では、毎年よみきかせ会を実施しました。また、よみきかせスタンドを購入、平成24年からは毎年ビッグブック（大型絵本）も購入し、ボランティアグループに活用してもらっています。絵本等の理解書や、よみきかせや手遊び等の資料も取り揃えています。

【課題】

- ・ 人員不足ということもあり、なかなか定期的なよみきかせの実施には至っておらず、今後は、ボランティアの募集等を行い、実施できる回数を増やしていきたい。

③関係機関との連携

【成果】

- ・ こども園等では、子ども達と一緒に歩いて図書館へ本を借りに行く機会を設けました。
- ・ また、こども園等で、人権啓発推進委員会を中心に人権紙芝居を行うことで、読書活動の推進に関わりました。
- ・ 公民館利用の育児サークルの機会には、子育て支援センターの保育士から絵本のよみきかせの時間をとり、絵本に親しめるような機会をつくることができました。
- ・ 図書館では、毎年小学校の図書館見学、中学生の職場体験学習を行うことで、図書館についてより知ってもらい読書に興味をもってもらう場となっています。また、小学校と連携し、授業で作成した子どもたちのPOP作品と図書を図書館に展示し、利用者に見てもらうことで、読書啓発活動となりました。平成28年度の取組として、「ビブリオバトル中高生大会」を開催し、学校と連携し、学生に参加してもらうことで、読書機会の提供の増進を行えました。また、子育て支援セン

ターと連携し、よみきかせ会を実施し、親子で絵本に親しむ機会を作りました。

【課題】

- ・ 今後、こども園等でよみきかせの機会をつくり、色々な絵本の紹介をしてもらいたい。
- ・ 公民館を通じて、読書推進の啓発を進めていきたい。
- ・ 乳児期の啓発活動をこども園等と連携した活動に広げていきたい。
- ・ 関係機関と定期的に話し合いの場を持ち、協力して取り組んでいく具体的内容を把握し、読書推進活動を行っていく必要があります。

④地域施設等における取組

【取組】

- ・ 平成25年度に保健福祉センターで絵本作家による講演会を実施し、よみきかせの意義を伝えることができました。また、赤ちゃん教室、地域の育児サークルなどで絵本のよみきかせを行い、本に親しむ機会を提供することができました。
- ・ 図書館では、絵本に載っているお菓子作りを開催し、その本のよみきかせも一緒に行う事業や、絵本を題材につくられた人形劇を実施し、本に親しむ機会を提供できました。

【課題】

- ・ 乳児期は赤ちゃん教室や健康相談などを通じて、段階に応じた啓発を実施しているが、1歳6ヶ月児健康診査、2歳児健康相談、3歳6ヶ月児健康診査の機会も利用し発達段階に応じた読書の大切さについて伝える必要があります。
- ・ 健診時における、よみきかせの実施に向けたボランティアの募集や、大人に対する読書やよみきかせの意義の理解を推進するための事業を継続して実施していくことが課題となっています。

(3) 学校等における取組

①こども園等における取組

【取組】

- ・ 保育士それぞれが絵本に興味を持ち、好きな絵本やよみきかせたい絵本を伝えています。子ども達や保護者に絵本の面白さや必要性を伝えていきたいと努めてきました。

【課題】

- ・ よみきかせや絵本等に関する研修があれば参加し、理解を深めていく必要があります。また、保護者にも呼びかけの必要もあります。

②小中学校における取組

【取組】

- ・ 朝の読書等、児童生徒が本に親しみ、読書習慣を身に付ける為の取組ができました。また、各教科や総合的な学習の時間で積極的に調べ学習等に利用することができました。
- ・ 町内2小学校には、図書館司書を配置し、児童の読書習慣の形成に役立つものとなりました。また、図書館ボランティアによる図書の整理や配置等で読書環境を整えることができました。
- ・ 小学校低学年においては、読書の大切さについて周知し、児童の読書活動に理解を求めており、徐々に浸透しています。
- ・ 図書館では、図書の団体貸出を行い、学校等に利用してもらっています。また、図書館のよみきかせボランティアによる、学校等への出張よみきかせの実施も行い、読書活動の推進に努めました。

【課題】

- ・ 各教科等で使いやすい図書の配置と必要な本の新規購入をすすめていく必要があります。
- ・ 各校において、図書室をより使いやすくするよう、開放時間の見直しや広報をすすめる必要があります。
- ・ 保護者への読書活動への意義の周知がすすんでおらず、家庭での読書習慣の定着を働きかける必要があります。
- ・ 学校等へ定期的に図書の案内を行い、団体貸出の利用促進を促していく必要があります。また、出張よみきかせも定期的に行う必要があります。学校等との情報交換会も、可能であるなら定期的に行う機会をつくっていく必要があります。

5 子ども読書活動推進計画策定の目的

本計画は、かつらぎ町の子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していくことを目的とします。

6 子ども読書活動推進計画の基本方針

- (1) 本を読むことの魅力、楽しさを紹介します。
- (2) 読書環境を整え、子どもが「好きな本」に出会える機会を増やします。
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心を深めます。

7 子ども読書活動推進計画の対象

対象は、乳幼児から中学生までを中心に、おおむね18歳以下の者として

8 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成35年度までのおおむね5年間としま

9 めざす姿

目的、対象、期間を踏まえ、この基本理念と言える子どものめざす姿を次のとおり掲げます。

かつらぎ町の子どもは、本が大好きで、たくさんの本に囲まれて、自らよろこんで読書をしています

10 子ども読書活動推進のための取組

(1) 家庭における取組

乳幼児が本に親しむためには、最も身近な存在である保護者が一緒に本を

読んだり、よみきかせをしたりする必要があります。また、手の届くところに本がある、あるいは図書館などをよく利用するといった、子どもが自然に本に触れあうことのできる機会を作ることも大切です。

そのためには、引き続き、家庭における読書やよみきかせの大切さ、意義について保護者に広く普及を図り、さらに、家庭におけるよみきかせや、子どもの読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての情報提供を行うことも必要です。

【具体的取組】

- 定期的なリーフレットの作成に努めます。
- 家庭における読書やよみきかせの大切さを保護者に知ってもらうための魅力的な講座、講演会の開催を行います。
- ブックスタート活動の更なる充実を行います。
- 家庭教育学級での「よみきかせ」活動の充実を行います。
- こども園等で、引き続き、保護者に対して図書館利用の呼びかけを行います。

(2) 地域における取組

図書館を中心に子どもが読書に親しむことのできる環境を整え、本を楽しむことや読書習慣を身につけるための支援に努めます。

① 図書館における取組

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所でもあります。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりできる場所でもあります。

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に留意し、資料の収集、整備に努めます。

また、子どもの読書の推進につながるようなイベントの実施や、おすすめ本の紹介リストの発行、資料の団体貸出等も積極的に行います。

【具体的取組】

- 広報やホームページ等での、読書活動の積極的な情報提供を行います。

- 子ども及び、教職員向けのブックリストの作成、配布に努めます。
- 小学生の図書館見学や、職場体験学習等を通し、子どもが図書館の魅力を発見できるように努めます。
- 団体貸出の利用促進に向け、学校や団体等への図書館の案内を行います。
- 学校の教科書で紹介されている図書を積極的に購入し、広報します。
- 学校、こども園等への定期的な出張よみきかせを行います。
- 汚損のひどい定番児童書の買い替えを計画的に行います。
- ヤングアダルトコーナーの継続した資料の充実と広報活動に努めます。
- 赤ちゃん絵本コーナーの充実と発達段階別の絵本紹介にも努めます。
- 図書館へ興味を持ってもらうため、絵本を題材とした人形劇の実施や、工作教室等の継続した実施を行います。

② 関係機関との連携

子どもの読書環境をより充実させるため、学校、こども園等、役場、生涯学習課、公民館等と連携、協力し、行事や講座等の共同開催等を行うよう努めます。

また、リーフレット配布や、資料の展示等も行い、読書活動の推進を行います。

【具体的取組】

- 関係機関と連携した行事等の開催に努めます。
- 関係機関と定期的な情報交換の場をもち、読書推進活動の充実に活かします。
- 衛生係、こども園等と連携した乳幼児の啓発活動の実施を行います。
- 学校と連携し、「ビブリオバトル大会」の継続した実施を行います。
- 学校と連携し、作成したPOP作品の掲示と本の展示貸出を行います。
- 公民館等での、図書館のオススメ本紹介リーフレットの掲示を行います。

③ ボランティア活動の促進

よみきかせやおはなし会等を行っているボランティアグループを支援し、よみきかせに活用できる、ビッグブック（大型絵本）や絵本・児童文学に関する解説書や研究書、よみきかせや手あそび他の技術を学ぶための資料等も引き続き収集し、一層の充実に努めます。

また、ボランティアや民間団体等による地域での活動状況を把握し、おはなし会等を開催しようとする団体等への情報提供や、活動の充実に対する支援に努めます。

【具体的取組】

- ビッグブック（大型絵本）や絵本・児童文学に関する解説書等の資料の収集と広報に努めます。
- よみきかせ等の活動の場の提供と共に、活動の支援を行います。

③ 域施設等における取組

学校や図書館以外の場所でも、本を活用した事業等を行い、本に親しむ機会を提供することで、子どもの読書への興味や好奇心を刺激し、想像力や表現力を培うよう努めます。

また、大人に対する読書やよみきかせの意義の理解の推進についても併せて行います。

【具体的取組】

- 健診時における、よみきかせの実施及び、おすすめ絵本コーナーの設置を行います。
- 家庭における読書やよみきかせの大切さを保護者に知ってもらうための講演会の開催をこども園等の参観等で実施します。
- 公民館等で、おすすめ本の展示を行います。

（３）学校・園における取組

人間が生活していく上で、言葉の読解力は欠かすことができません。また勉学においてもまず問題の要旨を読み取り、それを正しく理解し、適切な答えを組み立てて表現することが必要となります。

義務教育の目標を示した学校教育法の第21条においても「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられており、それを受けて、新しい学習指導要領においても、「学校図

書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や（中略）博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」と示されています。

この学校教育法及び学習指導要領から、学校等においては、読書やよみきかせを通して、豊かな言葉や多彩な表現に多く触れることで、子どもの言語能力を培っていくよう努めます。

また、小中学生によるこども園等でのよみきかせ活動など、読書を媒介にした異種年齢交流を行い、絵本に触れる機会を増やせるよう促します。

① こども園等における取組

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保育所保育指針・幼稚園教育要領に「先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。」と明記されています。このことから、絵本や物語に親しむ活動の充実に努めます。

併せて教員及び保育士の指導力の向上を図るため、様々な研修等の参加に努めます。

また、保護者に対しても、読書やよみきかせの大切さや意義等を理解してもらえるよう啓発に努めます。

【具体的取組】

- 保育士が、色々な研修に参加し、絵本と読書の関わり方についてより一層理解を深めるよう努めます。
- 子どもが、絵本に興味を持つ機会を増やすため、園での毎日のよみきかせを引き続き行います。
- 保護者に対し、子どもへの絵本の選び方やよみきかせの仕方など、絵本の大切さについての研修の機会をつくります。
- こどもが絵本に触れる機会を増やすよう努めます。

② 小中学校における取組

1) 読書習慣形成の促進

朝の読書や一斉読書等の、児童生徒が本に親しみ、読書習慣を形成する為の取組を行うと共に、児童生徒の主体的な学校活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深める学習を通して、図書館やその本を利活用する機会を増やします。

また教職員の読書に関する理解や知識を深め、適切な指導を行えるよう努めます。

【具体的取組】

- 図書室の開放時間の見直しや広報活動に努めます。
- 朝読等の継続した取組を行い、児童の読書への興味を深めます。
- 授業の内容を豊かにし、理解を深めるため、図書館の団体貸出等も積極的に利用します。
- 教職員の読書に関する理解や知識を深めるため、研修等にも積極的に参加します。

2) 学校図書館の充実

学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有しています。

これらの機能を生かすため、学校図書館において児童生徒が落ち着いて読書ができる、やすらぎのある環境や知的好奇心を醸成する学びの場となるよう心がけます。

また、学校司書・司書教諭の配置を目指し、予約やリクエストの受付、読書相談やレファレンスサービス等を行い、また図書館便りや新刊紹介など広報にも努め、児童生徒と本とを繋ぐ役割を果たせるよう努力します。

【具体的取組】

- 各教科で使いやすい図書の配置に努めます。
- 学校で必要な図書の新規購入を行います。
- 新刊紹介など広報活動にも努めます。

1 1 おわりに

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づき

政府が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、本町の計画を策定したものです。

今回策定の「かつらぎ町子ども読書推進計画（第二次）」は平成24年度に策定した第一次の課題等を踏まえ担当者と協議し策定しています。

今後の本町の更なる読書推進活動に繋がるよう、関係機関と協力し、取り組んで行きたいと考えています。

12 資料

* 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当

該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。